

留学予定者 各位

留学に係る第一種奨学金・第二種奨学金手続について

留学にともない、現在日本学生支援機構の第一種奨学金もしくは第二種奨学金の貸与を受けている場合は手続が必要となります。留学の種類によって内容が異なります。留学中の継続貸与を希望する場合は、以下の事項を参照のうえ、対応支援室学生支援・教務担当にて手続をおこなってください。留学中の継続貸与を希望しない場合は奨学金の休止の「異動願」を提出してください。

1. 奨学金の継続貸与が認められる場合

以下すべてにあてはまる場合は「留学奨学金継続願」を提出してください。

- ①留学経費の出所について、私費、外国政府、公共機関、各種基金等のいずれかの場合
- ②学籍上の身分が「留学」
- ③学籍上の身分が「休学」で留学する場合は、留学先が大学・大学院の場合のみ
留学先教育機関での資格・身分・留学目的及び留学期間が明記してある入学許可書又はこれに代わるもの（写）を日本語訳添付のうえ「留学奨学金継続願」と同時に提出してください。

※機構が実施する留学生交流支援制度（ショートビジット）による派遣留学生については継続貸与が可能です。

2. 奨学金の継続貸与が認められない場合

以下いずれかにあてはまる場合は、「異動願」で第一種奨学金、第二種奨学金を休止もしくは辞退してください。

- ①留学経費の出所について、国費もしくは準国費の場合。国費もしくは準国費に該当する留学制度は以下のとおり。（取扱いに不明な点がある場合は、お問い合わせください。）
 - ・留学生交流支援制度（ショートビジット除く）
 - ・日仏共同博士課程派遣
 - ・新進芸術家海外研修制度、ヴルカヌス・イン・ヨーロッパ
 - ・日米教育委員会の留学制度（全額支給の場合に限る）
 - ・日本国政府から留学費用が支給されるもの

※国費・準国費留学期間は、たとえ第一種奨学金・第二種奨学金を休止した場合でも、第一種奨学金・第二種奨学金を貸与した期間に通算されます。そのため卒業期が延びた場合でも、貸与終期の延長はできません。貸与終期までに留学が終わらないときは、留学に発つ前に第一種奨学金・第二種奨学金を辞退しなければなりません。

【注意】

・奨学金の辞退後、「返還誓約書」または「リレー口座加入申込書」の提出が必要になります。

・大学院で第一種奨学生の場合、優れた業績による返還免除制度の申請は奨学金を辞退した年度のみ申請が可能です。次年度の申請はできませんのでご注意ください。

②他の団体から留学奨学金の給付または貸与を受け、その団体が機構の奨学金との重複を認めていない場合

③機構が経済的に支障がないと判断した場合。

詳しくは対応支援室学生支援・教務担当にお問い合わせください。

参考：日本学生支援機構ホームページ

<http://www.jasso.go.jp/taiyochu/idou/ryuugaku.html>

平成24年 8月 7日
学生部学生生活課